# 第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30~32年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

地域における生活の維持及び継続の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

就労定着に向けた支援

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- 発達障害者支援の一層の充実

# 3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

- ①施設入所者の地域生活への移行
- ·地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人~15.7万人に (H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人~2.8万人減)
- ・退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90% (H27年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

- ④ 福祉施設から一般就労への移行
- 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- •就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- •移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- 就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】
- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス を各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

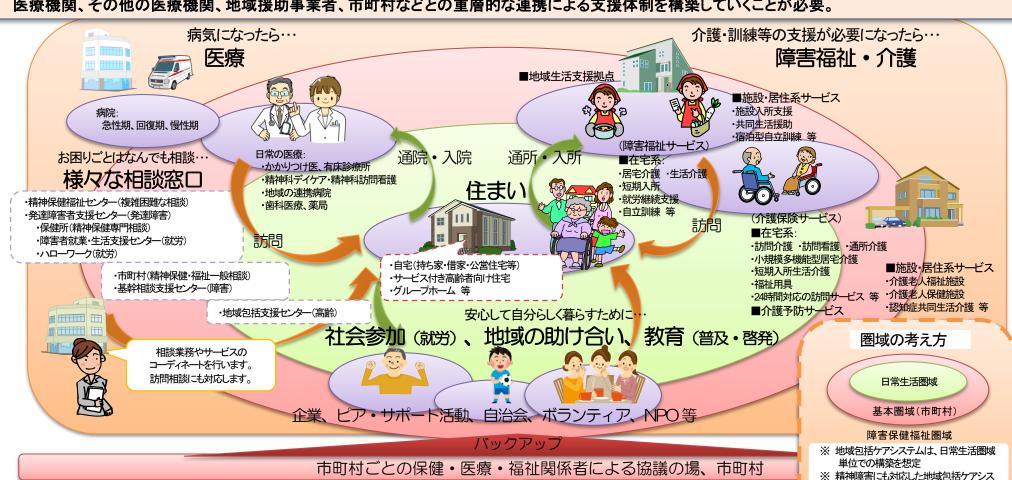
### 4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進

- ・難病患者への一層の周知
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方等

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)

- 〇精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合 い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- 〇このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、都道府県本庁・精神保健福祉センター・発達障害者支援センター

障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場、保健所

バックアップ

バックアップ

テムの構築にあたっては、障害保健福祉 圏域ごとに、精神科医療機関・その他の

医療機関・地域援助事業者・市町村によ

る連携支援体制を確保